

# 精神科病院実地指導実施要領

## 1 目 的

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 6 並びに平成 10 年 3 月 3 日付け障第 113 号・健政発第 232 号・医薬発第 176 号・社援第 491 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長通知及び障精第 16 号障害保健福祉部精神保健福祉課長通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」に基づき、精神科病院に対する実地指導を実施することにより、精神医療に関する制度の適正な運用を確保し、もって患者の人権擁護に資することを目的とする。

## 2 対 象

大阪市内に設置された精神科病床を有する病院

## 3 実施担当者

- (1) 法第 18 条の精神保健指定医で市長の指定した者
- (2) 法第 38 条の 6 の当該職員

## 4 実施内容

関係法令、通知等に基づき、制度の運用、患者の処遇について実地調査を行う。  
なお、事前に「精神科病院実地指導調査票」により、施設の概要等の把握を行う。

## 5 結果通知等

実地指導の実施結果に基づき、制度の運用、患者の処遇について不適切な事項がある場合、

- (1) 指摘事項 …… 法令に抵触する事項等で改善が望ましい事項について、別紙「精神科病院指導後の措置について」の区分に基づいて当該病院に通知し、改善計画を提出させるものとするもの。
- (2) 要望事項 …… それ以外で、行政的に病院の環境・処遇等の改善などに資すると思われるもの。

## 附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。